


 新生インベストメント・マネジメント

投資信託説明書(交付目論見書) ゴールド・ターゲット・ファンド

単位型投信 / 内外 / 資産複合



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
単位型	内外	資産複合	資産複合(投資信託証券(商品)、公債)資産配分固定型	年1回	グローバル(日本含む)	あり(フルヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ゴールド・ターゲット・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年1月30日に関東財務局長に提出しており、2012年2月15日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号

設立年月日:2001年12月17日

資本金:495百万円(2011年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,367億円
(2011年12月末現在)

照会先

ホームページアドレス <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 03-6880-6448

(受付時間:営業日の9時~17時)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

住友信託銀行株式会社

※関係当局の認可等を前提に、2012年4月1日付で中央三井信託銀行および中央三井アセット信託銀行と合併し、三井住友信託銀行となる予定です。

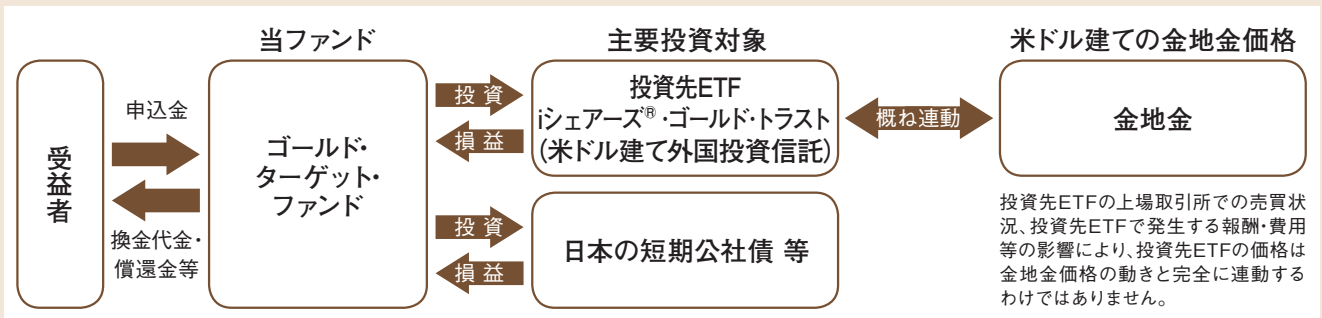
ファンドの目的・特色

ファンドの目的

受益証券の価格が概ね金地金価格に連動する米ドル建て上場投資信託および日本の公社債等への投資を行い、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1. 信託期間5年の単位型投資信託です。
2. 金への実質的な投資は、米ドル建て上場投資信託を通じて行います。
 - ・投資先の上場投資信託は、「iシェアーズ®・ゴールド・トラスト」受益証券(以下「投資先ETF*」)といます。下記の「投資先ETFの概要」をご覧ください。)です。
 - *ETFとはExchange-Traded Fundの略で金融商品取引所に上場している信託や投資信託のことを示します。
 - ※投資先ETFの基準価額はiシェアーズ®のホームページでご覧頂けます。
3. 原則として、投資先ETFと日本の短期公社債等への投資比率は概ね85%:15%とします。
 - ・当ファンドでは、投資先ETFをフルに組入れているわけではないことや、当ファンドで発生する手数料、費用など、また為替ヘッジの結果生じるヘッジ・コストなどの要因から、当ファンドの基準価額が、金地金価格の動きと連動するものではない点にご留意ください。



<投資先ETFの概要>

名称	iシェアーズ®・ゴールド・トラスト (iShares® Gold Trust)
ファンドの形態	オープンエンド型の外国投資信託(契約型)
ファンドの性格	受益証券の価格が、当トラストで保有する金地金の価格から当トラストで発生する費用および負債を控除した値を反映することを目標とします。
上場取引所	NYSE アーカ
取引通貨	米ドル
当初設定日	2005年1月21日
管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・インターナショナル・インク
受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
保管銀行	JP モルガン・チェース・バンク N.A., ロンドン支店
管理報酬	純資産総額に対し年率0.25%
決算期	12月末

iシェアーズ®、あるいはiShares®は、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイの登録商標です。ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイは、当資料の内容・作成に関しかなる責任も負いません。また、ゴールド・ターゲット・ファンドへの投資に関しかなる意見、保証および条件を表明していません。

4. 投資先ETFについて、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクの低減をはかります。
 - ・為替ヘッジとは、外貨建て資産を組入れた際に為替リスクを低減するために為替予約等を用いて行う手段のことを言います。
 - ・為替ヘッジを行うとき、円の短期金利が、ヘッジ対象通貨の短期金利より低い場合、為替ヘッジ・コストが生じます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

5. 繰上償還について

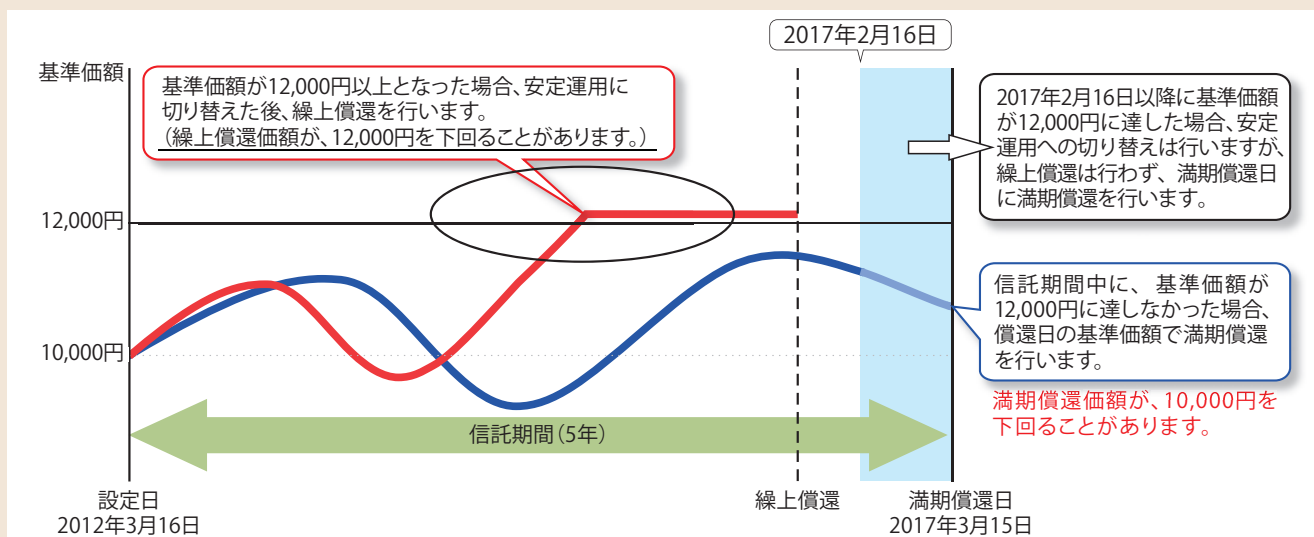
- 日々の基準価額が、12,000円以上となった時点で、短期公社債、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替え、その後、原則として1ヶ月程度で繰上償還を行います。(投資先ETFや公社債等の売却や償還に関わる事務手続き等に時間がかかったり、その他やむを得ない事情により、1ヶ月以上を要することがあります。)

*本書中、基準価額、償還価額は1万口当たりの価額を指しています。

<繰上償還および満期償還についてのご留意事項>

- 繰上償還価額、あるいは満期償還価額が、12,000円以上となることを保証するものではありません。
- 基準価額が12,000円以上となった時点で、安定運用に切り替えますが、安定運用への切り替え時や切り替え後の市況動向、安定運用への切り替えに関わる売買コストなどの要因により、繰上償還価額が、12,000円を下回ることがあります。
- 基準価額が、12,000円以上となった翌営業日以降の換金申込の受付を停止します。(既に受付済のお申込みについても取消させていただきます。)
- 満期償還日から起算して、6営業日前から償還日までは換金申込の受付は行いません。
- 2017年2月16日以降基準価額が12,000円以上となった場合、安定運用への切り替えは行いますが、繰上償還は行いません。

〔イメージ図〕



上記イメージ図は、繰上償還価額や満期償還価額が、12,000円以上となること、また、満期償還時の価額が、10,000円以上であることを示唆あるいは保証しているものではありません。

|||| 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 為替予約の利用はヘッジ目的に限定します。

|||| 分配について

原則として、毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

|||| 主な変動要因

価格変動リスク (金)	金地金価格は、金市場における需給関係のみならず金利・為替など金融市場の変動、政治・経済動向など様々な要因の影響を受けて変動します。当ファンドの投資先上場投資信託(ETF)の価格は、金地金価格の変動の影響を受け、投資先上場投資信託(ETF)の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
価格変動リスク (公社債)	公社債の価格は、一般的に金利が上昇した時に下落し、金利が低下した場合に上昇します。当ファンドの基準価額は、公社債の価格の変動の影響を受け、公社債の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外貨建て資産は、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する変動の影響を受けます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジは、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストは、基準価額の下落要因となります。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消することがありますのでご注意ください。
- ・当ファンドでは、基準価額が12,000円に達した場合、安定運用に切り替えた後、信託約款の規定に基づき繰上償還を行います。これは、基準価額および償還価額が12,000円であることを示唆しない保証するものではありません。また、安定運用への切り替え時や切り替え後の市況動向、安定運用への切り替えに関わる売買コストなどの要因により、繰上償還価額が12,000円を下回る場合があります。

リスクの管理体制

委託会社は、リスク管理委員会のもとで運用リスクを一元的に管理する体制となっています。リスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられ、改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。

コンプライアンス・オフィサーは、委託会社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導します。また、コンプライアンス委員会では、社内の現状と問題点の報告に基づき効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は2011年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

(2012年1月30日現在)

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	1口1円とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.1%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	換金については、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2012年2月15日から2012年3月15日まで。※販売会社の指定する時間内にお申込みください。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	基準価額が12,000円以上となった翌営業日以降の換金のお申込みの受付を停止します。(既に受付済のお申込みについても取消させていただきます) また、金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として、2017年3月15日までとします(2012年3月16日設定)。
繰上償還	基準価額が12,000円以上となった時点で、安定運用に切り替え、その後、原則として1ヶ月程度で繰上償還を行います。(繰上償還まで1ヶ月以上を要することがあります) また、次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が5億口を下回るようになった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、分配方針に基づいて収益の分配を行います。ただし委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は換金のお申込みはできません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行休業日 また、基準価額が12,000円以上となった翌営業日以降、あるいは満期償還日から起算して6営業日前から償還日までは換金のお申込みはできません。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	運用管理費用(信託報酬)の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し、年0.714%(税抜0.68%)の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末、ファンドの一部解約時または信託終了のときにファンドから支払われます。運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>運用管理費用(信託報酬) <年率></th> <th>合計0.7140% (0.68%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.3150% (0.30%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.3675% (0.35%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0315% (0.03%)</td> </tr> </tbody> </table>	運用管理費用(信託報酬) <年率>	合計0.7140% (0.68%)	委託会社	0.3150% (0.30%)	販売会社	0.3675% (0.35%)	受託会社	0.0315% (0.03%)
	運用管理費用(信託報酬) <年率>	合計0.7140% (0.68%)								
委託会社	0.3150% (0.30%)									
販売会社	0.3675% (0.35%)									
受託会社	0.0315% (0.03%)									
投資対象とするETF	純資産総額に対して年率0.25%									
	実質的な負担	年率0.9265%程度(税込) ※上記は、投資先ETFに当ファンドの純資産総額の85%を投資した場合の概算値です。								
その他の費用・手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する費用、信託事務の処理に要する費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がファンドから支払われます。								
		※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。								

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は2011年12月末現在のものです。2013年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



新生インベストメント・マネジメント